

第 1187 回原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合 敦賀発電所 2 号炉に係る審議結果

2023 年 9 月 22 日

本日の審査会合において、以下の事項について、審査チームと日本原子力発電株式会社（以下「事業者」という。）との間で共通理解となっていることを確認した。

【補正申請書についての確認】

- ①事業者から令和 5 年 8 月 31 日に提出された補正申請書に関し、以下の事項について確認した。
 - ・事業者は、敷地内の D-1 トレンチ内に認められる K 断層の活動性及び原子炉建屋直下を通過する破砕帯と K 断層の連続性（以下「K 断層の活動性・連続性」という。）に関し、新規制基準への適合性を説明するために必要な記載、データ等について、設置変更許可申請書で不十分であると考えた内容を補正申請書に全て含めたものとしていること。
 - ・事業者は、K 断層の活動性・連続性の記載、データ等について、改善した品質保証システムに基づく業務プロセスに基づき、トレーサビリティを確保した上で、正しいと判断したものであること。

【今後の審査の進め方】

- ①今後の審査の進め方に関し、令和 5 年 9 月 6 日の原子力規制委員会です承された今後の対応方針に基づき、以下の事項について確認した。
 - ・ K 断層の活動性・連続性については、設置変更許可申請書及び補正申請書に基づき、新規制基準への適合性を判断すること。

- ・ 具体的には、
 - ✓ K断層の活動性・連続性に関し、次回以降の審査会合で、まずはK断層の活動性について議論し、その後、原子炉建屋直下を通過する破砕帯とK断層の連続性を議論すること。
 - ✓ K断層の活動性評価の確認に当たって、トレンチやボーリング等の地質調査データは、新規制基準への適合性を説明する重要な科学的データであることから、早い段階に現地で確認すること。

【K断層の活動性・連続性の評価】

- ①資料1-1別紙2において、事業者は、K断層の分布及び性状について、K断層はD-1トレンチ北西法面からふげん道路ピットの中央付近まで連続しているとしている。
 - ・ 審査チームからは、K断層は、D-1トレンチ内において、屈曲して走向を変え、数条に分岐し、平面的に連続していないことから、K断層がD-1トレンチ北西法面からふげん道路ピットの中央付近まで連続していると事業者が判断した考え方と根拠を整理して説明するよう指摘した。
 - ・ 事業者からは、次回以降の審査会合で、K断層の分布等の考え方と根拠を説明する旨回答があった。
- ②資料1-3に関して、審査チームからは、K断層の活動性・連続性の評価方針と検討の流れについて、事業者の作業手順となっていることから、新規制基準に適合すると判断した論理構成とその根拠を明確にした資料で説明するよう指摘した。

事業者からは、次回以降の審査会合で、K断層の活動性・連続性の評価方針と検討の流れを説明する旨回答があった。